

国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員業績評価実施要項

平成26年12月24日

改正

平成27年 3月27日

平成28年 3月23日

平成28年 6月22日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学年俸制業績評価に関する細則第2条第2項の規定に基づき、年俸制適用職員の業績評価に関して必要な事項を定める。

(評価領域等の設定)

第2条 年俸制適用職員の業績評価の評価領域は、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営の各領域とする。

(評価項目)

第3条 前条に規定する評価領域ごとの評価項目は以下のとおりとする。

一 教育活動

- イ 主任指導教員として学位を取得させた博士後期課程学生数
- ロ 主任指導教員として指導している博士後期課程学生数
- ハ 指導修了させた博士前期課程学生数
- ニ 指導している卒論生数
- ホ 授業担当科目数
- ヘ 入学試験での担当業務、大学入試センター関係委員への就任実績
- ト FD研修会等への参加実績
- チ 教育系競争的プログラムへの担当実績

二 研究活動

- イ 著書、論文（査読付き学術誌）、紀要等の数
- ロ 国際学会発表論文の数
- ハ 学会誌等への解説、展望記事等の数
- ニ 科学研究費補助金交付額
- ホ 民間との共同研究及び奨学寄付金の受入れ額
- ヘ 受託研究等外部資金（上記ニ、ホを除く。）の受入れ額
- ト 研究系競争的プログラムへの担当実績
- チ 特許出願数<大学承継分>

三 社会貢献活動

- イ 本学が主催する公開講座の担当講師、講演会、シンポジウム等の企画・運営等、本学が募集・要請した各種行事への参加実績
- ロ マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）での紹介実績
- ハ 学外の学会等の委員等への就任状況

ニ 教育研究活動及び学会活動等に関する学内外からの受賞歴

四 大学運営

イ 本学の委員会等委員としての活動状況

ロ 副学長、研究科長及び専攻長等の併任役職における貢献状況

(評価の重み付け)

第4条 年俸制適用職員の職種、担当及び職名により評価領域ごとの重み付けを以下のとおり設定する。

職種・担当	教育活動	研究活動	社会貢献及び大学運営
教育研究担当（博士担当） 教育研究担当（修士及び学域担当）	40%	30%	30%
教育研究支援担当	20%	40%	40%
上記以外の教育研究担当助教	30%	40%	30%

※職種・担当の定義は以下のとおりとする。

一 教育研究担当（博士担当）とは、大学院情報理工学研究科、大学院情報システム学研究科、情報理工学部、情報理工学域、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3第2項に規定するセンター及び同第19条第1項に規定する教育研究センター等（以下「教育研究担当部局」という。）に配置された教員で博士後期課程の研究指導担当資格を有する教員とする。ただし、助教にあつては博士主任指導等を行っているものに限る。

二 教育研究担当（修士及び学域担当）とは、「教育研究担当部局」に配置された教員で教育研究担当（博士担当）以外の教員とする。ただし、助教にあつては修士主任指導等を行っているものに限る。

三 教育研究支援担当とは「教育研究担当部局」以外に配置された教員とする。

四 上記以外の教育研究担当助教とは「教育研究担当部局」に配置された助教で、博士主任指導及び修士主任指導等を行っていない助教とする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。